

●香川県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年1月13日から同年2月2日まで一般の縦覧に供する。

令和5年1月13日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市西植田町字中塚3039番 1地先から 高松市西植田町字中塚3042番 1地先まで	12.1~37.9	82	令和3年1月26日付け香川県告示第33号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和5年1月13日